

■平成 27 年分以降の所得税の税率

課税される所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円超 330 万円以下	10%	9 万 7500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	42 万 7500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	63 万 6000 円
900 万円超 1800 万円以下	33%	153 万 6000 円
1800 万円超 4000 万円以下	40%	279 万 6000 円
4000 万円超	45%	479 万 6000 円

平成 27 年以降は課税所得金額 4000 万円超という新しいレベルが

でき、4000 万円超の部分に対して 45%の所得税が掛かります